

## 認 定 要 件

利用者 負担段階	対 象 者 ※1	資産の状況 ※2
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者</li> <li>・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の方</li> </ul>	単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下
第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方</li> </ul>	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下
第 3 段階①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方</li> </ul>	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下
第 3 段階②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が 120 万円以上の方</li> </ul>	単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下

※1 世帯の中に市民税の申告をしていない方がいると、収入の状況がわからないため認定ができません。収入が全く無い方でも市民税の申告を行った上で申請してください。

※2 第 2 号被保険者の方の資産状況は、各利用者負担段階にかかわらず単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下です。

## 1日あたりの負担限度額

利用者 負担段階	居住費（滞在費）の負担限度額				食 費 の 負担限度額 ※2
	ユニット型 個 室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 ※1	多 床 室	
第 1 段階	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円
第 2 段階	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円 (600 円)
第 3 段階①	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円 (1,000 円)
第 3 段階②	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円 (1,300 円)

※1 介護老人福祉施設に入所した場合又は短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

※2 短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

### 【お問い合わせ先】

新発田市 高齢福祉課 介護保険係 ☎0254-28-9201